

株 主 各 位

大阪府吹田市江坂町1丁目13番41号

株式会社 **ライフワーズ**
代表取締役社長 大 平 毅

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年5月25日（水曜日）午後6時までには到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 日 時 | 2022年5月26日（木曜日）午前10時00分 |
| 2. 場 所 | 大阪府吹田市江坂町1丁目13番41号 S Rビル江坂5階 J E C日本研修センター 5 A - 2 会議室 |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報告事項 | 第36期（2021年3月1日から2022年2月28日まで） 事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |

以 上

本株主総会は、ご出席の株主さまへのお土産は取り止めとさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会にご出席されない場合、議決権を有する他の株主の方1名を代理人とすることが可能です。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ・株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載すべき事項を修正するが生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.meshiya.co.jp/ir/>）に掲載させていただきますのでご了承ください。

事 業 報 告

(2021年3月1日から2022年2月28日まで)

I. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、経済活動が抑制され個人消費の落ち込みが続いております。緊急事態宣言の解除により通常営業時間への変更等明るい兆しが見え始めておりましたが、変異株の感染リスクは続き、営業時間の短縮等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

在宅勤務の浸透やインバウンド需要の消失で外食需要が低迷しており、店舗においてはソーシャルディスタンス（社会的距離）による客席数の減少や、営業時間の短縮、休業を余儀なくされるなど厳しい経営環境が続いております。

このような環境の下、当社は、売上高が急激に減少する中、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため社内ルールの周知徹底に努めながら従業員の労働時間の短縮、雇用調整助成金の活用、設備投資抑制による資産の圧縮、人件費や家賃等の販管費の圧縮、金融機関からの資金の調達等事業活動継続のための施策を実施してまいりました。店舗では混雑回避や飛沫防止対策の実施、従業員の健康管理とお客様の安心・安全の確保に努めております。並行して、全業態で宅配サービスを導入し、宅配ポータルサイト「出前館」「UberEats」「foodpanda」及び「Didi Food」と連携し、新たな売上の獲得に注力しております。

当事業年度の店舗展開につきましては、新規出店が4店舗、閉店が5店舗となった結果、期末店舗数は116店舗となりました。

以上の結果、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が顕著になった2020年2月以降、来店客数が減少したことから、売上高は8,715,679千円（前年同期比5.5%減）、営業損失は1,294,601千円（前年同期は営業損失1,215,793千円）、経常利益は144,030千円（前年同期は経常損失1,166,698千円）、当期純利益は60,693千円（前年同期は当期純損失1,693,489千円）となりました。

業態別の売上状況

(単位：千円)

| 業 態 | 期 | 第35期 2020年3月1日から 2021年2月28日まで | | 第36期 2021年3月1日から 2022年2月28日まで | |
|----------------------|---|-------------------------------------|-------|-------------------------------------|-------|
| | | 金 額 | 構 成 比 | 金 額 | 構 成 比 |
| | | | % | | % |
| ザ め し や | | 3,730,177 | 40.4 | 3,482,754 | 40.0 |
| 街 か ど 屋 (ザ め し や 24) | | 3,512,305 | 38.1 | 3,116,743 | 35.7 |
| 讃 岐 製 麵 | | 970,555 | 10.5 | 977,236 | 11.2 |
| め し や 食 堂 | | 843,688 | 9.1 | 785,039 | 9.0 |
| そ の 他 | | 169,660 | 1.8 | 353,906 | 4.1 |
| 合 計 | | 9,226,387 | 100.0 | 8,715,679 | 100.0 |

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 資金調達の状況

長期運転資金として金融機関から9億円調達いたしました。

(3) 設備投資の状況

当事業年度中において実施しました新規出店及び改装店舗等に対する設備投資の総額は223,987千円であります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

| 回 次 | 第33期 | 第34期 | 第35期 | 第36期 |
|---------------------------|------------|------------|------------|-----------|
| 決 算 年 月 | 2019年2月 | 2020年2月 | 2021年2月 | 2022年2月 |
| 売 上 高 (千円) | 13,176,485 | 13,227,348 | 9,226,387 | 8,715,679 |
| 経常利益又は経常損失(△) (千円) | 220,299 | 139,581 | △1,166,698 | 144,030 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) (千円) | 71,501 | 7,831 | △1,693,489 | 60,693 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(円) | 23.36 | 2.56 | △553.08 | 19.82 |
| 総 資 産 額 (千円) | 6,492,168 | 7,124,863 | 6,928,932 | 6,774,577 |
| 純 資 産 額 (千円) | 4,117,674 | 4,093,840 | 2,367,755 | 2,428,991 |

(注)1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

(注)2. 記載金額は千円未満をそれぞれ切り捨てて表示しており、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

(注)3. 当社が2012年10月15日開催の取締役会において、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付する「株式給付信託（J-E S O P）」を導入することを決議したことに伴い、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式を含めております。なお、自己株式に関する事項につきましては後記の「Ⅱ. 株式に関する事項」の注記をご参照ください。

(5) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症による世界的な感染拡大の影響により外食需要は低迷し、感染終息時期の目処は立たず極めて厳しい経営環境が続いております。このような状況において、衛生管理の徹底と既存業態の進歩・進化と新規業態の開発を考えております。また、人材育成を課題と認識しており社員研修での教育及びやりがいのある企業風土作りに努め、組織力の活性化及び幅広い顧客層にこたえるバリューメニューの開発、食の安全性、食の品質を重視し顧客満足度の向上を課題といたします。各業態ブランド力を強化し、競合他社との差別化や「Q・S・C」（クオリティ・サービス・クレンリネス）レベルのさらなる向上をめざし、利益率を高め、資本効率を向上させるとともに、新規店舗開発や既存店の改装及び新メニュー開発を促進して、お客様が要望される店舗作りに注力いたします。株主各位におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

当社の事業は、料理、飲食物の調理・販売を主とし、和食を中心としたレストラン業であります。

カフェテリアスタイルの「ざめしや」、 「めしや食堂」、及びファーストフードスタイルの「街かど屋(ざめしや24)」、カフェテリアスタイルのうどん店「讃岐製麺」をチェーン展開し、関西地区（大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良）、中部地区（愛知、三重、岐阜）、中国地区（岡山）の2府7県に及んでおります。

(7) 主要な事業所

| | | |
|-----------|-----|----------|
| 本社 | — | 大阪府吹田市 |
| サポートセンター | — | 大阪府高槻市 |
| セントラルキッチン | — | 大阪府茨木市 |
| 大阪府 | 40店 | 大阪市東住吉区他 |
| 兵庫県 | 16店 | 兵庫県姫路市他 |
| 京都府 | 4店 | 京都市南区他 |
| 滋賀県 | 1店 | 滋賀県大津市 |
| 奈良県 | 3店 | 奈良県橿原市他 |
| 愛知県 | 46店 | 名古屋市中区他 |
| 三重県 | 3店 | 三重県津市他 |
| 岐阜県 | 2店 | 岐阜県大垣市他 |
| 岡山県 | 1店 | 岡山市北区 |

(8) 使用人の状況

| 区 分 | 使用人数 | 前期末比増減(△) | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 男 | 名 233 | 名 △12 | 才 40.8 | 年 19.9 |
| 女 | 8 | △1 | 37.4 | 11.6 |
| 合計又は平均 | 241 | △13 | 40.7 | 16.7 |

(注) 上記以外にパートタイマーの期中平均人数は、1,007名（8時間換算）であります。

(9) 主要な借入先の状況

| 借 入 先 | 借 入 残 高 |
|-----------------------------|------------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 540,000 千円 |
| 株 式 会 社 紀 陽 銀 行 | 401,715 |
| 株 式 会 社 伊 予 銀 行 | 293,344 |
| 株 式 会 社 京 都 銀 行 | 283,345 |
| 大 阪 府 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会 | 150,000 |
| 株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行 | 146,560 |
| 株 式 会 社 徳 島 大 正 銀 行 | 143,356 |
| 株 式 会 社 滋 賀 銀 行 | 133,340 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 130,000 |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行 | 129,986 |
| 株 式 会 社 百 十 四 銀 行 | 128,600 |
| 株 式 会 社 名 古 屋 銀 行 | 81,674 |
| 株 式 会 社 南 都 銀 行 | 61,590 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅱ. 株式に関する事項

| | | |
|--------------|------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 普通株式 | 4,800,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 普通株式 | 3,660,400株 |
| ③ 当事業年度末の株主数 | | 2,228名 |
| ④ 大株主（上位12名） | | |

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|----------------------------|-----------|---------|
| 公益財団法人ライフスポーツ財団 | 600,000 株 | 18.41 % |
| 清 久 商 事 株 式 会 社 | 524,800 | 16.10 |
| 清 水 三 夫 | 409,200 | 12.55 |
| ライフフーズ従業員持株会 | 299,500 | 9.19 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信 託 E 口) | 196,900 | 6.04 |
| 麒麟麦酒株式会社 | 100,000 | 3.07 |
| ケイ低温フーズ株式会社 | 60,000 | 1.84 |
| 株 式 会 社 昭 和 | 60,000 | 1.84 |
| 株 式 会 社 紀 陽 銀 行 | 40,000 | 1.23 |
| 株式会社神明ホールディングス | 40,000 | 1.23 |
| 清 水 京 子 | 40,000 | 1.23 |
| 清 水 周 一 | 40,000 | 1.23 |

(注)1. 当社の当該大株主への出資はありません。

(注)2. 自己株式については上位10名に入りますが、上記の表からは除いております。また持株比率については自己株式（400,879株）を控除して計算しております。

(注)3. 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）の所有株式196,900株は、2012年10月15日開催の取締役会にて導入した、「株式給付信託（J-E S O P）」に係る当社株式であります。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|--------------|-------|--|
| 代表取締役社長 | 大平 毅 | 執行役員管理本部長兼開発建設部長兼業態開発部長 |
| 取締役 | 菅本 祥宏 | 営業本部長兼営業本部商品部長兼FF事業部長 |
| 取締役 | 清水 哲二 | |
| 取締役（常勤監査等委員） | 新家 祥孝 | |
| 取締役（監査等委員） | 柴田 昇 | SBCパートナーズ税理士法人株式会社柴田ビジネス・コンサルティング／代表取締役社長CEO |
| 取締役（監査等委員） | 長澤 哲也 | 弁護士法人大江橋法律事務所／弁護士 神戸大学大学院法学研究科／客員教授 |

- (注)1. 取締役（監査等委員） 柴田昇氏、長澤哲也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- (注)2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、常勤の監査等委員を選定しております。
- (注)3. 取締役（監査等委員） 柴田昇氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (注)4. 取締役（監査等委員） 長澤哲也氏は、弁護士として法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。
- (注)5. 当社は、取締役（監査等委員） 柴田昇氏、長澤哲也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と業務執行取締役等でない取締役及び各社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約は、取締役がその職務の遂行に関し、保険期間中に、当社並びに株主、投資家及び従業員その他第三者から損害賠償請求等を受けた場合において、損害賠償金・訴訟費用等を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、保険料は特約部分も含め全額当社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分 | 対象役員 の員数 | 報酬等の額 | 報酬等の種類別の総額 | | | |
|-------------------------|-------------|----------------------|----------------------|--------------|------|----------------|
| | | | 基本報酬 | 年次業績 連動報酬 | 株式報酬 | 退職慰労金 |
| 取締役 (監査等委員を除く) | 3名 | 24,708千円 | 24,708千円 | — | — | — |
| 取締役(監査等委員) (うち社外取締役) | 3名 (2名) | 8,303千円 (2,400千円) | 8,303千円 (2,400千円) | — | — | — |
| 監査役 (うち社外取締役) | 3名 (2名) | 3,703千円 (400千円) | 1,660千円 (400千円) | — | — | 2,043千円 (—) |

(注)1. 監査役に対する支給額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役(監査等委員)に対する支給額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。

(注)2. 株主総会決議(2021年5月27日)による取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は年額300,000千円以内、取締役(監査等委員)の報酬限度額は年額50,000千円以内であります。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は3名、取締役(監査等委員)の員数は3名です。監査等委員会設置会社に移行する前の監査役の報酬額は、1997年2月24日開催の臨時株主総会において年額50,000千円以内と決議しており、当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名でした。

(注)3. 上記には、2021年5月27日開催の第35期定時株主総会の終結の時をもって、退任した監査役に対する報酬等の額が含まれております。なお、当社は2021年5月27日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

(注)4. 上記のほか、当事業年度において役員退職慰労引当金繰入額等として取締役(監査等委員を除く)3名に対し2,455千円、取締役(監査等委員)1名に対し240千円(社外取締役2名に対しては計上していません。)の合計2,695千円を費用処理しております。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(基本方針)

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役及び社外取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び退職慰労金により構成することとしております。

(基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針) (報酬額を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項)

個人別の報酬額については、2021年5月27日開催の第35期定時株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、該当事業年度の経営成績における貢献度並びにそれぞれの職務と責任に応じた報酬額を、監査等委員会の意見も踏まえた上で、取締役会の決議によって決定するものとしております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

| 区分 | 氏名 | 兼職先法人等 | 兼職の内容 |
|----------------|-------|---------------------------------------|----------------|
| 取締役 (監査等委員) | 柴田 昇 | SBCパートナーズ税理士法人 株式会社柴田ビジネス・コンサルティング | 代表取締役 社長CEO |
| 取締役 (監査等委員) | 長澤 哲也 | 弁護士法人大江橋法律事務所 神戸大学大学院法学研究科 | 弁護士 客員教授 |

(注) なお、当社は社外役員の兼職先法人等との間には特別な利害関係はありません。

② 社外役員の事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要 |
|----------------|-------|---|
| 取締役 (監査等委員) | 柴田 昇 | 当事業年度開催の取締役会6回のうち、監査役として1回、監査等委員として5回出席し、また、当事業年度開催の監査役会1回、監査等委員会5回全てに出席し、主に税理士として専門的見地から発言を行っており、適切な役割を果たしております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 長澤 哲也 | 当事業年度開催の取締役会6回のうち、監査役として1回、監査等委員として5回出席し、また、当事業年度開催の監査役会1回、監査等委員会5回全てに出席し、主に弁護士として専門的見地から発言を行っており、適切な役割を果たしております。 |

IV. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 17,200千円

②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 17,200千円

(注)1. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注)2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人においてその職務遂行に関する公平さの確保ができないものと合理的に疑うべき事情が判明した場合には解任又は不再任とします。

V. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定の内容の概要は以下のとおりであります。

内部統制システム基本方針

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ① コンプライアンス委員会を設置することによって、企業倫理・法令遵守の方針を策定し、全社的なコンプライアンス体制の整備に努めてまいります。
 - ② 内部監査室は、定期的に行う各部門監査の中で法令遵守の状況に関する監査を行っております。
 - ③ 外部の弁護士等の専門家と顧問契約を締結し、客観的な立場からのアドバイスを得ることにより法令違反を未然に防ぐ体制を整えてまいります。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
「文書管理規程」に基づき取締役の職務執行に係る情報と文書等を記録し、保存しております。
3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ① 自然災害、盗難等の事業過程以外で発生する可能性のあるリスクについては、当該リスク軽減の物理的予防措置を講じるほか、損害保険契約締結等、経営に及ぼす影響を最小限にとどめる措置を講じてまいります。
 - ② 新たに想定されるリスクが発生した場合は直ちに取締役会において協議し、必要な措置を講じます。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
職務分掌権限規程において使用人への権限委譲を明確化し、取締役会規定及び稟議申請規程によって職務執行手続等を明確化しております。
5. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査等委員会が必要と認めた場合、重要性に鑑み、専任又は兼任の別、及びその人員について決議し、当該補助使用人の独立性に配慮しております。

- ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査等委員の指揮命令に従わなければなりません。
 - ③ 内部規定において、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員の指揮命令に従う旨を定め、当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となります。
6. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
取締役及び使用人は著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した場合、その旨監査等委員会に報告いたします。
7. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を社内に周知徹底しています。
 - ② 内部通報制度により、監査等委員会に対して直接通報を行うことができることを定めており、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利な取り扱いの禁止を明記しております。
8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
 - ② 監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査等委員のための顧問とすることを求めた場合、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。
 - ③ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けます。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 必要と認めた場合は、外部専門家及び内部監査室との連携を行うものとしております。
 - ② 監査等委員会と代表取締役との間で定期的に意見交換会を行っております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし改善を進め、定期的に取り締役及び監査等委員会に報告するとともに、取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。当該委員会ではコンプライアンス体制の運用強化と問題の解決に努めております。

また、コンプライアンスに対する意識向上を図るため当社は「行動基準」を定め社内グループウェアで公開するとともに役員及び社員が法令・定款及び社会規範を遵守するための取組みを継続的に行っております。内部通報制度として当法人総部及び社外取締役（監査等委員）を窓口とするコンプライアンス相談窓口を設けており、内部監査室は内部監査計画に基づいた内部監査を実施しリスク情報の早期発見と対応に努めております。

(注)当社は、2021年5月27日付で監査等委員会設置会社に移行しました。当事業年度期初から移行直前までにおける内部統制システムの運用状況の概要においては、上記「監査等委員」及び「監査等委員会」は「監査役」となります。

VI. 会社の剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元については、安定的かつ継続して配当を行うことが、最も重要であると考えており、定款第34条の規定に基づき取締役会の決議により決定しております。

しかしながら、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けており、誠に遺憾ではありますが、当事業年度の配当金は、無配とさせていただきます。

安定的に利益が確保できる体制を確実なものとし、早期の復配を目指す所存です。

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 4,503,261 | 流動負債 | 1,657,094 |
| 現金及び預金 | 4,096,835 | 買掛金 | 231,521 |
| 売掛金 | 99,293 | 1年内返済予定長期借入金 | 741,606 |
| 商品 | 158 | 未払金 | 191,577 |
| 原材料及び貯蔵品 | 53,241 | 未払費用 | 329,655 |
| 前払費用 | 156,794 | 未払法人税等 | 37,792 |
| 未収入金 | 87,218 | 未払消費税等 | 19,281 |
| その他 | 9,719 | 前受収益 | 26,746 |
| | | 預り金 | 10,194 |
| | | 賞与引当金 | 68,717 |
| 固定資産 | 2,271,315 | 固定負債 | 2,688,491 |
| 有形固定資産 | 765,875 | 長期借入金 | 1,884,745 |
| 建物 | 686,269 | 長期未払金 | 115,250 |
| 構築物 | 23,400 | 退職給付引当金 | 611,543 |
| 機械及び装置 | 4,260 | 役員退職慰労引当金 | 31,170 |
| 工具、器具及び備品 | 51,716 | 長期預り保証金 | 45,555 |
| 土地 | 228 | その他 | 227 |
| 無形固定資産 | 63,475 | 負債合計 | 4,345,586 |
| ソフトウェア | 27,232 | (純資産の部) | |
| 電話加入権 | 25,563 | 株主資本 | 2,428,991 |
| その他 | 10,680 | 資本金 | 100,000 |
| 投資その他の資産 | 1,441,964 | 資本剰余金 | 2,422,048 |
| 投資有価証券 | 200,000 | 資本準備金 | 1,537,526 |
| 出資金 | 6,173 | その他資本剰余金 | 884,522 |
| 長期貸付金 | 56,273 | 利益剰余金 | 60,693 |
| 破産更生債権等 | 510 | 利益準備金 | 12,000 |
| 長期前払費用 | 18,858 | その他利益剰余金 | 48,693 |
| 差入保証金 | 769,586 | 別途積立金 | 146,000 |
| 繰延税金資産 | 391,071 | 繰越利益剰余金 | △97,306 |
| 貸倒引当金 | △510 | 自己株式 | △153,751 |
| 資産合計 | 6,774,577 | 純資産合計 | 2,428,991 |
| | | 負債純資産合計 | 6,774,577 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|-----------|-----------|
| 売上高 | | 8,715,679 |
| 売上原価 | | 2,918,890 |
| 売上総利益 | | 5,796,789 |
| 販売費及び一般管理費 | | 7,091,390 |
| 営業損失 | | 1,294,601 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1,392 | |
| 有価証券利息 | 1,576 | |
| 受取家賃 | 94,811 | |
| 助成金収入 | 1,412,746 | |
| その他 | 39,697 | 1,550,222 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 15,119 | |
| 貸借収入 | 89,780 | |
| その他 | 6,690 | 111,590 |
| 経常利益 | | 144,030 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 48,400 | |
| 受取補償金 | 12,000 | |
| 助成金収入 | 71,066 | 131,466 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 10,791 | |
| 固定資産除却損 | 12,934 | |
| 減損損失 | 57,507 | |
| 店舗閉鎖損失 | 20,171 | |
| 店舗臨時休業等による損失 | 76,947 | |
| その他 | 1,373 | 179,725 |
| 税引前当期純利益 | | 95,772 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 37,792 | |
| 法人税等調整額 | △2,713 | 35,078 |
| 当期純利益 | | 60,693 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | |
|-----------------------|---------|-----------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当 期 首 残 高 | 100,000 | 1,537,526 | 1,738,526 | 3,276,053 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 | | | | |
| 当 期 純 利 益 | | | | |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | |
| 欠 損 填 補 | | | △854,004 | △854,004 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計 | — | — | △854,004 | △854,004 |
| 当 期 末 残 高 | 100,000 | 1,537,526 | 884,522 | 2,422,048 |

| | 株 主 資 本 | | | | | 株 主 資本合計 |
|-----------------------|--------------|-----------------|------------------|------------------|----------|-------------|
| | 利 益 剰 余 金 | | | | 自己株式 | |
| | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 合 計 | | |
| | | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | | | |
| 当 期 首 残 高 | 12,000 | 146,000 | △1,012,004 | △854,004 | △154,293 | 2,367,755 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 | | | | | | |
| 当 期 純 利 益 | | | 60,693 | 60,693 | | 60,693 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | | 542 | 542 |
| 欠 損 填 補 | | | 854,004 | 854,004 | | — |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計 | — | — | 914,697 | 914,697 | 542 | 61,236 |
| 当 期 末 残 高 | 12,000 | 146,000 | △97,306 | 60,693 | △153,751 | 2,428,991 |

| | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------|-----------|
| 当 期 首 残 高 | 2,367,755 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 | |
| 当 期 純 利 益 | 60,693 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | 542 |
| 欠 損 填 補 | — |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計 | 61,236 |
| 当 期 末 残 高 | 2,428,991 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料及び貯蔵品の評価方法は、最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 （最短） 6年～ （最長） 45年

工具、器具及び備品 （最短） 2年～ （最長） 20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるために、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

2 表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

(1) 固定資産の減損

| | |
|--------|-----------|
| 有形固定資産 | 765,875千円 |
| 減損損失 | 57,507千円 |

当社は、原則、各店舗を資産グループとして減損の兆候判定を行っている。減損の兆候がある場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、当該資産又は資産グループについて減損損失を認識するかどうかの判定を行っています。

減損の兆候判定や認識の要否判定に用いる将来の営業損益及び割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、来店客数、店舗周辺環境の変化及び新型コロナウイルス感染症の拡大等に関する予測に影響を受けます。

これらの予測は不確実性を伴い、将来の予測不能な経営環境の変化などによって重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した営業損益やキャッシュ・フローの金額が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

| | |
|------------|-----------|
| 繰延税金資産（純額） | 391,071千円 |
|------------|-----------|

繰延税金資産については、当事業年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りに基づき、回収可能性があるかと判断された範囲内で計上しております。

当該見積りは、将来の予測不能な経営環境の変化などにより重要な影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得や将来減算一時差異等の解消時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4 追加情報

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、来店客数の減少や営業時間の短縮により売上の落ち込みが続いております。2021年9月の緊急事態宣言解除後は通常営業時間への変更等明るい兆しが見え始めておりましたが、2022年1月からのまん延防止等重点措置の実施による営業時間の短縮等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

急激な感染拡大による消費活動の停滞がいつまで続くのか見通すことが難しく、また原材料価格の高騰もあり業績への影響について予想することは困難ですが、当事業年度の実績を踏まえ、回復は徐々にしていくものの収束後も感染拡大前の経営環境に戻ることは困難と判断して仮定の変更を行いました。

なお、この仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が今後も長期化した場合や深刻化した場合には、将来において損失が発生する可能性があります。

5 貸借対照表に関する注記

| | |
|----------------|-------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,657,579千円 |
|----------------|-------------|

6 損益計算書に関する注記

減損損失について

店舗及び賃貸物件について、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（57,507千円）として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物51,890千円、構築物2,112千円、工具、器具及び備品3,505千円であります。

7 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数(株) | 当事業年度 増加株式数(株) | 当事業年度 減少株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 3,660,400 | — | — | 3,660,400 |

(2) 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数(株) | 当事業年度 増加株式数(株) | 当事業年度 減少株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 598,479 | — | 700 | 597,779 |

(注) 1 当事業年度末の自己株式数には、「株式給付信託 (J-E S O P)」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式196,900株が含まれております。

(注) 2 普通株式の自己株式の株式数の減少700株は、株式給付信託 (J-E S O P) による当社従業員に対する株式給付であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

8 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|-----------------------|-------------|
| 繰延税金資産 | |
| 賞与引当金 | 23,741千円 |
| 退職給付引当金 | 211,288千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 10,769千円 |
| 減損損失 | 223,510千円 |
| 資産除去債務 | 21,962千円 |
| 未払法定福利費等 | 23,623千円 |
| 税務上の繰越欠損金 | 473,364千円 |
| その他 | 17,595千円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,005,855千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | △470,480千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △132,402千円 |
| 評価性引当額小計 | △602,883千円 |
| 繰延税金資産合計 | 402,972千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 建設協力金 | 7,079千円 |
| その他 | 4,820千円 |
| 繰延税金負債合計 | 11,899千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 391,071千円 |

9 リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部及び事務機器の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

10 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、資金予算及び計画の範囲内で安全性の高い短期的な預金、金融資産等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、主として銀行等金融機関からの借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は、満期保有目的の債券であり、市場価格は変動リスクや発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、安全性の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であり、定期的に時価を把握しております。

債権である未収入金、長期貸付金及び差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況について定期的に把握する体制をとっております。

営業債務である買掛金、未払金は原則として2か月以内の支払期日となっており、財経部が管理する体制をとっております。

長期借入金（原則として7年以内）は主に運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。

長期未払金は主に設備の購入に係るものであります。金利変動リスクを回避するため、固定金利を選択しております。

長期預り保証金は賃貸借契約により預る保証金であり、無金利であります。

なお、営業債務や借入金及び長期未払金は、流動性リスクに晒されておりますが、財経部が資金繰り計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等は、合理的に算定された価額であります。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいものについては省略しております。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------|-----------|-----------|---------|
| (1)現金及び預金 | 4,096,835 | 4,096,835 | — |
| (2)未収入金 | 87,218 | 87,218 | — |
| (3)投資有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 200,000 | 199,475 | △525 |
| (4)長期貸付金 (*) | 65,915 | 67,000 | 1,084 |
| (5)差入保証金 | 769,586 | 759,504 | △10,081 |
| 資産計 | 5,219,556 | 5,210,034 | △9,521 |
| (1)買掛金 | 231,521 | 231,521 | — |
| (2)未払金 | 101,948 | 101,948 | — |
| (3)未払法人税等 | 37,792 | 37,792 | — |
| (4)未払消費税等 | 19,281 | 19,281 | — |
| (5)長期借入金 (*) | 2,626,351 | 2,611,264 | △15,086 |
| (6)長期未払金 (*) | 204,880 | 204,749 | △130 |
| (7)長期預り保証金 | 45,555 | 45,259 | △295 |
| 負債計 | 3,267,330 | 3,251,817 | △15,513 |

(*) 1年内回収予定長期貸付金(貸借対照表上は、流動資産「その他」に9,641千円が含まれております)、1年内返済予定長期借入金、1年内返済予定長期未払金(貸借対照表上は、流動負債「未払金」に89,629千円が含まれております)は、それぞれ、長期貸付金、長期借入金、長期未払金に含めて表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)長期貸付金、(5)差入保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローの合計額を期末日直近の国債の利回りで割引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等、(4)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金、(6)長期未払金

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入又は割賦取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。ただし、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(7)長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割引いて算定しております。

11 賃貸等不動産に関する注記
賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

12 関連当事者との取引に関する注記
該当事項はありません。

13 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 793円11銭

(2) 1株当たり当期純利益 19円82銭

(注) 「1株当たり純資産額」を算定するための普通株式の自己株式数、「1株当たり当期純利益」を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、株式会社日本カस्टディ銀行（信託E口）が所有する自己株式数196,900株を控除し算定しております。

14 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年4月14日

株式会社ライフフーズ
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 寺本 悟

指定社員
業務執行社員

公認会計士 西田 直樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ライフフーズの2021年3月1日から2022年2月28日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 会計監査人が独自の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しておるかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

取締役候補者は当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）選任方針に合致するものであり、その資質・実績面から勘案して適任である旨、また当事業年度の報酬等の額は当社役員報酬の方針に則ったものであり、同業他社水準や当社の業績動向を勘案して適切である旨、全員意義なく、この取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者案及び報酬等に対して監査等委員会として会社法第342条の2第4項及び第361条第6項に基づく意見陳述権を行使しない旨の答申をすることを決定した。

2022年4月18日

株式会社ライフフーズ 監査等委員会

監査等委員 新家祥孝 印

監査等委員 柴田昇 印

監査等委員 長澤哲也 印

(注) 監査等委員柴田昇及び長澤哲也は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めたものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--------------|---|
| <p>(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第2条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（3名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|--|-------------------------------------|---|----------------|
| 1 | おおひら つよし 大平 毅 (1957年3月6日) | 1989年12月 イナカフーズ入社 1990年6月 イナカフーズ退社 1990年7月 エル・フーズ株式会社(現 株式会社ライフフーズ)入社 1999年3月 営業第二事業部長 2000年3月 執行役員営業第一事業部長 2001年6月 執行役員人総部長 2002年4月 常務執行役員営業推進本部長 2002年5月 常務取締役兼執行役員営業推進本部長 2003年12月 常務取締役兼執行役員営業本部長 2005年7月 常務取締役兼執行役員営業本部長兼F F事業部長 2009年4月 常務取締役兼執行役員営業本部長兼F F事業部長兼商品部長 2013年5月 代表取締役社長兼執行役員営業本部長兼F F事業部長 2018年5月 代表取締役社長兼執行役員兼F F事業部長 2019年9月 代表取締役社長兼執行役員 2020年10月 代表取締役社長兼執行役員管理本部長兼開発建設部長兼業態開発部長（現任） | 14,200株 |
| <p>取締役選任の理由</p> <p>同氏は、当社における豊富な業務経験と、会社経営に関する資質と見識を有しております。2013年からは当社代表取締役としてリーダーシップを発揮し、当社の経営を牽引、事業の発展に尽力してまいりました。その豊富な経験と見識は、今後の持続的な企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|---|----------------|
| 2 | すがもと よしひろ 菅本 祥宏 (1969年8月21日) | 1988年4月 エル・フーズ株式会社(現 株式会社ライフフーズ)入社 2000年3月 営業本部第三事業部ディストリクトマネージャー(課長) 2002年2月 営業推進本部特対事業部次長 2003年12月 営業本部商品部次長 2007年12月 営業本部店舗運営部次長 2009年4月 営業本部商品部次長 2015年4月 営業本部商品部長 2018年5月 取締役兼営業本部長兼営業本部商品部長 2019年9月 取締役兼営業本部長兼営業本部商品部長兼FF事業部長(現任) | 2,600株 |
| | | 取締役選任の理由 同氏は、店舗運営、メニュー開発、購買部門の責任者を務め、売上と利益の拡大に貢献してまいりました。その豊富な経験と見識は、今後の持続的な企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 | |
| 3 | しみず てつじ 清水 哲二 (1971年8月25日) | 2000年1月 株式会社ライフビューティー入社 営業部部長代理 2002年9月 同社代表取締役社長(現任) 2006年7月 株式会社ライフビューティープロダクツ 代表取締役社長(現任) 2018年5月 当社取締役(現任) | 20,000株 |
| | | 取締役選任の理由 同氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な経営者視点から当社の事業の発展に尽力してまいりました。その豊富な経験と見識は、今後の持続的な企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 | |

(注)1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(注)2. 当社は保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。当該契約は、取締役がその職務の執行に関し、保険期間中に、当社並びに株主、投資家及び従業員その他第三者から損害賠償請求等を受けた場合において、損害賠償金・訴訟費用等を負担することによって被る損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、保険料は特約部分も含め全額当社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。

(注)3. 当社は、非業務執行取締役である清水哲二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める限度額といたします。また、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。

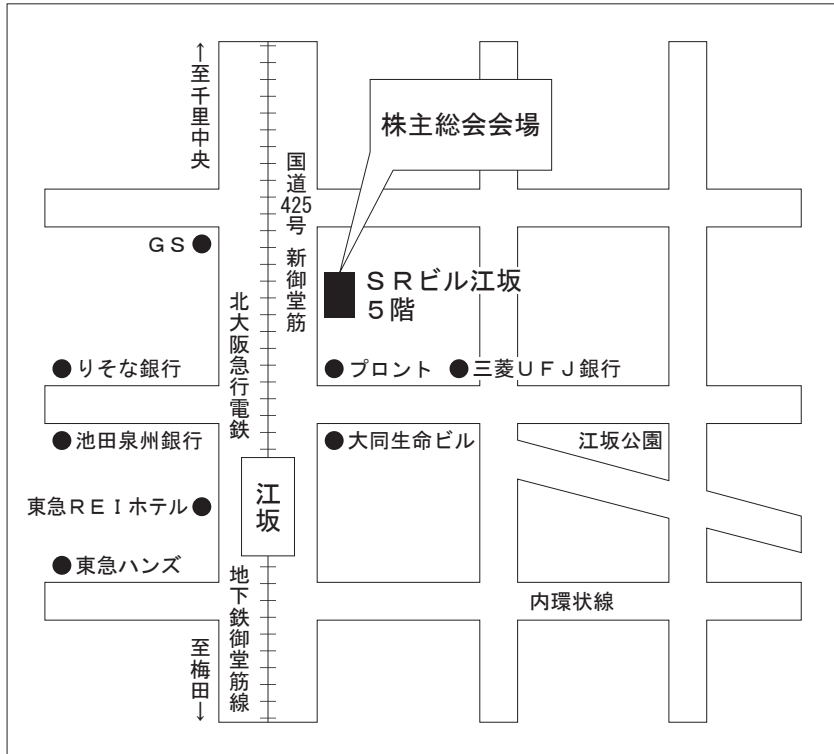
【ご参考】取締役候補者及び監査等委員である取締役に関するスキル・マトリックス

| 氏名 | 地位 | 経営 | 営業・ マーケティング | 財務・会計 | 人事・労務・ 人材開発 | 法務・ コンプライアンス・ リスク管理 | ESG・ サステナビリティ | IT・ デジタル |
|-------|------------------|----|----------------|-------|----------------|---------------------------|------------------|-------------|
| 大平 毅 | 代表取締役社長 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 菅本 祥宏 | 取締役 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | |
| 清水 哲二 | 取締役 | ○ | | | | ○ | ○ | |
| 新家 祥孝 | 取締役 (監査等委員) | ○ | | | | ○ | | |
| 柴田 昇 | 社外取締役 (監査等委員) | | | ○ | | ○ | | |
| 長澤 哲也 | 社外取締役 (監査等委員) | | | | | ○ | | |

以上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪府吹田市江坂町1丁目13番41号 SRビル江坂5階
JEC日本研修センター 5A-2会議室
電話 06-6338-8331 (代表)
交通 地下鉄御堂筋線「江坂」駅下車1番出口徒歩5分



<新型コロナウイルス「COVID-19」に関するお知らせ>

株主総会にご出席の株主様は、新型コロナウイルス「COVID-19」の流行やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止策の一環として、できるだけご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。ご来場される場合は、マスク着用やアルコール消毒液の使用などの感染予防対策のご協力をお願い申し上げます。なお、ご来場の株主様で、体調不良がうかがわれる方には、株主総会へのご出席を控えるよう要請させていただくことがございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

また、本総会の議決権行使は、書面による方法もございますので、そちらの利用もご検討ください。

(駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。)